

燃ゆる感動かごしま国体伊佐市弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、「第75回国民体育大会伊佐市宿泊基本計画」に基づき、燃ゆる感動かごしま国体（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達について必要な事項を定める。

2 実施方法

燃ゆる感動かごしま国体伊佐市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関、団体等の協力を得て、大会参加者の弁当調達業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し、弁当調達計画を作成する。

4 弁当の種類

弁当の種類は次の2種類とする。

(1) 斡旋弁当

選手・監督、視察員及び報道員等（以下、「選手・監督等」という。）のうち、希望する者から弁当料金を徴収して提供する弁当。

(2) 支給弁当

競技役員、競技補助員、競技会補助員等（以下、「役員等」という。）に対し、実行委員会が弁当料金を負担して提供する弁当。

5 弁当の単価

斡旋弁当及び支給弁当の単価は、税抜き900円以内とする。

（※付属品のお茶、割り箸、爪楊枝、お手拭き及び持ち運び用ビニール袋等を含む。）

6 対象及び調達期間

(1) 選手・監督等のうち弁当を希望するもの並びに役員等を対象とする。

(2) 弁当調達期間は、選手・監督等については大会開催期間（公式練習日を含む。）、役員等については大会業務に従事する期間とする。

(3) 関係機関・団体等と連携し、競技会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

7 弁当調達施設の指定及び取り消し

(1) 弁当調製施設については、別に定める燃ゆる感動かごしま国体伊佐市弁当調製施設選考基準に基

づき、選考した施設の中から再実行委員会が指定する。

(2) 実行委員会は、前項の規定により弁当調製施設を指定するときは、燃ゆる感動かごしま国体伊佐市弁当調製施設指定書（様式第1号）を交付する。

(3) 実行委員会は、指定弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

ア 食品衛生関係法令に基づく許可の取り消し、営業の全部または一部の禁止若しくは期間を定めて停止処分等各種行政処分を受けたとき。

イ 食品衛生関係法令に基づく指導に速やかに従わないとき。

ウ 弁当調製業務を第三者に委託したとき。

エ その他、実行委員会が不相当と認めたとき。

8 弁当引換所の設置及び運営

実行委員会は、弁当引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適切な運営を行う。

9 その他

この要項に定めるもののほか、弁当調達業務に関して必要な事項は別に定める。

(様式第1号)

燃ゆる感動かごしま国体伊佐市弁当調製施設指定書

令和 年 月 日

様

燃ゆる感動かごしま国体
伊佐市実行委員会 会長

燃ゆる感動かごしま国体における弁当調製施設として下記のとおり指定します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	
大会名	
適用期間	